

## 第 12 章 内部質保証

### ◇本学における内部質保証

1. 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 自己点検・評価の実施と結果の公表がなされているか。

本学では、改善・改革へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、「自己点検・評価」活動を起点とした内部質保証（Internal Quality Assurance）システムの実質化を図るべく、毎年度の自己点検・評価活動に努めている。

本学の自己点検・評価システムでは、中央大学大学評価に関する規程第 4 条（評価結果の公表）において、「大学評価の結果は、報告書を作成し、公表するものとする。」と定め、毎年度の「自己点検・評価」結果については、本学公式 Web サイトを通じて社会に広く公表・発信しており、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と、社会への説明責任の履行に努めている。

さらに、各専門職大学院においても、自己点検・評価報告書を独自に取りまとめ、それぞれ本学公式 Web サイトを通じて積極的に公開・公表している。

- (2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応状況（学校教育法施行規則の一部改正に関連する事項、財政状況、外部評価結果の公開状況等）

私立大学には、その公共性と学生保護の観点、そして教育研究活動等の質保証の観点から、大学運営方針等について透明性を確保し、その妥当性や有用性を社会に対して恒常的に明示・説明することが強く求められている。本学においては、常に主体的・積極的に情報公開を行い、説明責任を果たすことを目標とし、直接的な情報開示や大学独自の媒体を利用した開示等、様々なチャネルを駆使して情報公開に努めている。

#### 1) 情報公開及び開示請求への対応状況

- ①教育情報の公表（学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）への対応）

本学公式 Web サイトに「情報の公表」のページを設け、大学の建学の精神・目的に関する情報や教育研究環境に関する情報等、以下の 12 項目にわたり公表を行っている。

#### 【「情報の公表」のページにおける公表項目】

- ・大学の建学の精神・目的に関する情報
- ・教育研究上の基本組織に関する情報
- ・教員に関する情報
- ・受け入れ方針と学生数等に関する情報
- ・授業計画と卒業要件に関する情報
- ・学生の学修成果に関する情報
- ・教育研究環境に関する情報
- ・学生納付金に関する情報

- ・学生支援、奨学金に関する情報
- ・教育水準向上のための取り組み
- ・社会貢献活動
- ・財務情報 ※直近5年分を公開
- ・その他 ※法律に定められた情報公開

## ②学生からの情報公開請求への対応

本学においては、「広く学生個人の意見・要望を集め、可能な限りその学生の声に大学の広報機関を通じて応える」という趣旨でオピニオン・カード制度を実施しており、学生からの意見・要望を広く聴取するとともに、学生の情報公開請求に応える役割も担っている。オピニオン・ボックスへの投函や E-mail による情報公開請求には、原則、投函者本人に回答するというかたちで応えているが、学生部委員会が必要と認めた場合には、本人の了解のもと、本学公式 Web サイトにおいて匿名で内容を公開している。

## ③マスメディアからの情報公開請求

学生・教員・職員に関わる不祥事が発生した場合の外部（特にマスメディア）からの情報公開請求への対応については「危機発生時における広報対応マニュアル」を定めており、当該マニュアルにおいて、機密情報及び個人情報保護の観点から原則として開示しない情報を定めるなど、慎重かつ適切な対応に努めている。

加えて、危機事象における広報ガイドラインの整備を広報室が中心となって進めており、危機事象が起きた際の広報に関する関連部署の役割の明確化や、第一報からの一連の対応を正確かつ迅速に行うための指針としての活用を企図している。

## ④個人情報開示請求

### a. 本人からの請求

現在または過去における本学の教職員、学生、生徒及び本学入学志願者その他本学関係者は、中央大学個人情報保護規程に基づき、別に定める申請書を管理者に提出することで、当該本人が識別される保有個人データの開示（加えて、訂正、利用停止及び提供停止等の申請並びに個人情報に関する苦情の申立て）を申請することができることとしている。

また、本学入学志願者（以下、「受験者」という。）からの開示請求について、入学試験の透明性を確保するという観点から、学部入試受験者のうち一般入試及び統一入試の不合格者に限っては、本人から要請があった場合に入学試験成績の開示を行っている（第6章において詳述）。開示請求は、本学公式 Web サイト「入試成績開示システム」からパスワードを用いた認証システムによって行われており、受験者にとって非常に利便性とセキュリティの高い情報入手システムとなっている。

### b. 第三者からの請求

第三者から学歴照会があった場合については、中央大学個人情報保護規程に基づき、あらかじめ本人の同意がある場合及び法令に定めがある場合等を除き、第三者への情報提供は行っていない。この「法令に定めのある場合」とは、警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）等を言い、総務部が窓口となっている。

また、選挙に関連して、報道機関から学歴照会があった場合は、広報室が窓口となり対応しているが、その際の回答範囲は「卒業（未卒）、入学（在籍）、在籍期間」とし、「昼夜別、除籍退学事由、成績、本籍地、住所（在学中の住所を含む）」は、範囲外としている。これらの事項に関しては、学歴照会に関する取り扱い基準を別途設け、これに定める内容に基づき適切な対応を行っている。

なお、中央大学個人情報保護規程については、改正個人情報保護法が2017年5月30日付で全面施行されることに伴い、法令対応を目的とした改正を実施した。今般の改正に際しては、個人情報漏洩した場合の基本的な対応手続きについても定めることにより、迅速な対応を行えるよう整備を行っている。

## 2) 財政状況の公開状況

本学公式 Web サイトにおいて「事業概要と報告」として、事業計画及び事業報告、予算及び決算、土地・建物(面積)の公開を行っている。

予算及び決算については、基本財務諸表である「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」(決算のみ)並びに予算及び決算説明を公開するとともに、「計算書の読み方」「学校法人会計における収支計算書の目的」と各年度の概要等も公開している。さらに、ステークホルダーの理解を促すべく、在学生父母対象広報誌『草のみどり』及び学生対象広報誌『HAKUMON Chuo』に本学公式 Web サイト上でこれらの情報の公開を行っているページの URL を掲載することにより周知を行っている。

このほか、社会に対する説明責任を果たすべく、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第 23 条に基づき、学校法人中央大学の学校法人の業務及び財産の状況並びに計算書類等について行われた監事による毎年度の監査結果と、監査法人の監査結果を「監査報告書」として公開している。

## 3) 外部評価結果の公開状況

本学が行う外部評価としては、①本学の自己点検・評価結果の客観性・妥当性を高めることを目的とする中央大学外部評価委員会による評価と、②各専門職大学院における教育研究活動と運営等の諸活動全般にわたり、それらの充実と改善のための意見と助言等を受けることを主たる目的としたアドバイザリーボードによる評価、の 2 種類があり、これらの評価結果については本学公式 Web サイトを通じて公開している。

このほか、大学全体として受審する機関別認証評価、専門職大学院研究科が受審する専門職大学院認証評価における評価結果ならびに評価の基礎となる認証評価申請用の点検・評価報告書についても、本学公式 Web サイトを通じて公開しており、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する適切な理解の促進と社会への説明責任の履行に供している。

以上の通り、情報公開及び開示請求への対応については、法令を遵守しつつ、情報の内容と請求者の特質を考慮したうえで適切に行われているものといえる。

なお、本学公式 Web サイトによる情報公開にあたっては、情報提供のページ毎に E-mail による問い合わせが容易にできるようにすることで、双方向性を備えたシステムとしている。また、Web サイトの運営にあたっては「Web サイトプライバシーポリシー」を定めるとともに、「中央大学 Web アカウンタビリティガイドライン」を設け、ステークホルダー毎に本学公式 Web サイ

トに公開すべき情報項目を定め、運用を行っている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 改正された個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、学内規程との齟齬があれば再改正を行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 個人情報保護委員会のもとにワーキンググループを設置し、専門家の知見を取り入れながら本学規程の点検と整備を行うものとする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 改正個人情報保護法が全面施行されることに伴い、中央大学個人情報保護規程及び中央大学特定個人情報保護規程の改正を実施した。これにより、マイナンバー制導入に代表される国の制度新設・法改正への対応は現時点では完了したこととなる。今後は規程の趣旨にのっとり、適切な運用が行われるよう、個人情報事務登録簿の作成等をはじめ、実務レベルでの対応についてさらに検討し、実施していく予定である。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- マイナンバー制導入に代表される国の制度新設・法改正に対応するかたちで本学の個人情報保護規程の整備を実施したが、各事務部門を中心とした実務対応について、個人情報事務登録簿の作成（規程第13条）等を中心に、具体的に運用していくための検討を速やかに行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 法改正・規程改正に対応するために必要な事務手続きについては、相当数の工程の発生が想定されるため、個人情報保護委員会において対応策に関する雛形や、対応事例集等の作成を行い、効率的な対応を勧めること等を計画する。

## 2. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 内部質保証の方針と手続き（自己点検・評価及び事業計画を中心としたPDCAサイクルの仕組み）が明確化されているか。

#### 1) 自己点検・評価を中心とするPDCAサイクル

本学では諸活動の改善・改革サイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システムを真に機能させることを目的として、全学的な自己点検・評価システムを構築し、自己点検・評価活動を毎年度実施している。自己点検・評価の実施に係る基本的な事項については中央大学大学評価に関する規程において定めるとともに、併せて当該活動に係る基本方針や具体的な活動内容を取りまとめた「自己点検・評価実施大綱」を策定し、教職員における共通理解の下、本学の諸活動に係る内部質保証に向けた自己点検・評価活動を推進

している。自己点検・評価の目的及び基本方針、具体的な実施体制等の概要は次の通りである。これらの内容については、学内のイントラネット及び全授業支援システム manaba 等を通じて教職員の間で共有するとともに、毎年度実施する年次自己点検・評価活動に関する実務担当者説明会においても説明・確認を行うことで定着を図っている。なお、manaba は授業支援のための CMS/LMS システムであるが、学内の情報共有のツールとしても利用している。また、社会一般に対しても、本学公式サイトを通じて広く公開を行っている。

### ①自己点検・評価の目的・基本方針

大学は、21 世紀の知識基盤社会において総合大学としてのプレゼンスを一層高めながら、その魅力を内外各方面に対してアピールし、高等教育機関としての総合的な教育力・研究力をさらに向上させるという社会的責任を積極的に果たすことが求められている。このため、本学の自己点検・評価システムにおいては、次の 3 つの事項をその具体的な目的に据えている。また、これらの目的の着実な具現に資するよう、具体的な活動の推進にあたって 6 つの基本方針を設定し、この方針の下で全学的な取り組みとして実施している。

#### 【目的】

- ・改善へのサイクル（PDCA サイクル）の強化
- ・社会に対する明確な説明責任の履行
- ・自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムの構築

#### 【基本方針】

- ・自律的かつ真摯な取り組みとして実施する評価
- ・目標と評価指標による検証に即した評価
- ・改善・改革へ着実に結実する評価
- ・意思決定機構・機能と連動する評価
- ・積極的な情報公開と社会に対する説明責任を適切に果たすための評価
- ・内部質保証システムの実質化に資する評価

### ②実施体制

本学において実施する自己点検・評価については、学校法人中央大学並びにその設置する教育研究組織に係る自己点検・評価及び認証評価（以下、「大学評価」という）に関し、主として、大学評価の実施・運営に関する基本的な事項、自己点検・評価の確定、大学評価結果に基づく改善案策定の基本方針について審議決定する大学評価委員会の下に、大学評価の実務を担う「大学評価推進委員会」、各組織の諸活動に係る点検・評価を行う「組織別評価委員会」、本学における諸活動について分野別の観点から点検・評価を行う「分野系評価委員会」、本学の自己点検・評価結果に基づいて評価を行う「外部評価委員会」を設置している。本学では、大学評価委員会の管理の下、その実務を担う大学評価推進委員会が中心となって、組織別評価委員会及び分野系評価委員会における自己点検・評価の内容について検証・調整し、これに外部評価委員会による客観的な視点を加え、本学の改善・改革に資するための自己点検・評価を推進する体制となっている。

### ③実施方法等

自己点検・評価の実用性を担保するためには、「目標設定→施策立案→実施→自己点検・評価→改善→目標の再設定」という PDCA サイクルの構築が不可欠であるとの考え方にに基づき、本学が実施する自己点検・評価は、Check (C) 及び改善への Action (A) の強化を図ることによって、Plan (P) 及び Do (D) へと結実する総体的な当該サイクルを展開する契機として位置づけられている。とりわけ、本学の自己点検・評価システムにおいては、自己点検・評価結果をもとに実質的な改善を図ることが非常に重要な要素であるとの認識の下、自己点検・評価活動を以下の流れで実施している。

- ・点検・評価項目に係る諸活動の基本方針の確認と目標の策定
- ・評価指標の決定
- ・評価指標に係る各種データの更新
- ・自己点検・評価の実施
- ・自己点検・評価レポートの作成
- ・自己点検・評価報告書の作成
- ・自己点検・評価結果の活用と改善への工夫
- ・外部評価委員会による評価

### ④特徴

本学における自己点検・評価活動の特徴としては、次の3点が挙げられる。

#### a 組織・分野横断型の自己点検・評価活動

本学の自己点検・評価活動においては、組織別評価委員会と分野系評価委員会による縦軸と横軸の双方の観点からの点検・評価を行い、これらを有機的に結びつけて本学の現状と真摯に向き合う機会を設けている。

#### b 時宜に照らした2段階のレベルの自己点検・評価の実施

本学では自己点検・評価活動の実施レベルについて、第三者評価（認証評価）を受ける前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に実施する「年次自己点検・評価」に大別して実施している。重点自己点検・評価は、一定期間の諸活動の点検・評価内容を総括するものとして実施し、年次自己点検・評価では、各点検・評価項目について設定した目標や、長所の伸張方策及び問題点の改善方策等に対する進捗状況を把握・検証するものとなっている。このような2段階のレベルで実施することで、その結果を中・長期的なビジョンの策定に活用するとともに、全ての教育研究活動、管理運営組織における確実な改善・改革へ結びつけるよう努めている。

#### c 「最重要課題」の設定

自己点検・評価結果を着実な改善・改革に結びつける上では、各組織において自己点検・評価結果をもとに具体的な対応方策を着実に実施することはもちろんのこと、学校法人全体として策定する「学校法人中央大学事業計画」及び各組織が策定する事業アクションプランと当該結果を連動させること、さらにはその実効性を担保するために、予算編成においても当該結果の緊要性に応じて適宜活用していくことが重要である。そのため、本学では各年度の自己点検・評価活動において明らかとなった問題点・課題のうち、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、大学評

価委員会において「最重要課題」として設定し、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用するものとしている。

## 2) 中長期事業計画を中心とする PDCA サイクル

中長期事業計画の着実な推進に向けては、各年度において策定する単年度の事業計画に基づく PDCA サイクルを機能させており、同計画の進捗状況を全ての教職員が把握・共有し、全体の進捗状況から次年度の重点施策を策定するなど、組織的な事業推進に努めている。

2017 年度事業計画の策定にあたっては、総合戦略推進会議の設置により中長期事業計画の推進に係る体制が整備されたことから、従前のスキームを変更し、以下のプロセスで実施した。

- ① 中長期事業計画の重点事業計画・基本計画のロードマップを基に、総合戦略推進会議において「事業計画策定骨子」を策定する。

同骨子は、

- ・中長期事業計画におけるミッション、ビジョン
- ・「重点事業計画」のうち、当該年度に特に具体的な成果を挙げるべき事業である「重点政策」
- ・各組織から提出されたアクションプランをカテゴリ別に計画レベルで取りまとめた「事業計画」

の3要素から構成される。

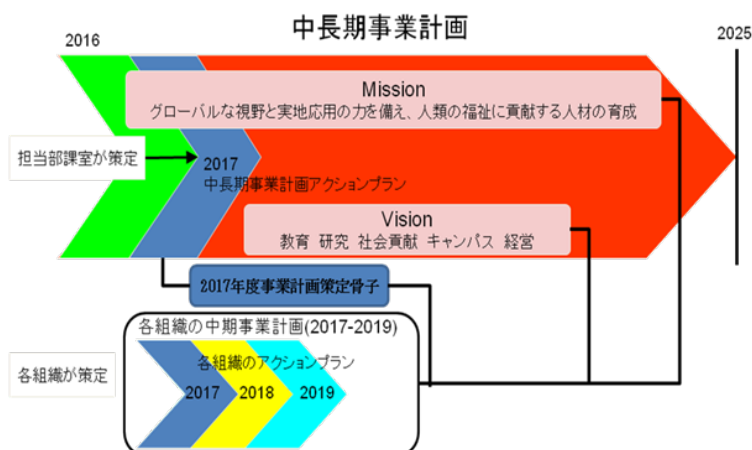
- ② 「事業計画策定骨子」に基づく予算編成方針を策定する。
- ③ ①②において示された方向性を踏まえ、学内の各組織において、当該組織が今後3年間に実施すべき計画である「中期事業計画」及び次年度のアクションプランを策定する。
- ④ 各組織から提出されたアクションを「事業計画策定骨子」に計画レベルで区分し、事業計画（案）を策定する。

策定にあたっては、四半期毎に確認している各事業計画の当該年度における進捗状況や高等教育情勢を十分踏まえたものとするほか、大学評価委員会の下で取りまとめられる毎年度の自己点検・評価結果から全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」、点検・評価活動の一環として行われる学生アンケート結果についても活用することで、自己点検・評価と事業計画を連動させ、内部質保証システムの具現に貢献している。

策定された事業計画（案）については、総合戦略推進会議を経て教授会を始めとする学内各機関から意見聴取を行う。

- ⑤ 意見聴取を踏まえた事業計画（案）を、総合戦略推進会議の議を経て理事会及び評議員会において議決する。

[図 12-1]



このように、単年度の事業計画の作成プロセスは、「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」に掲げられた数値目標・指標や検討課題に対する明確な方針を示しつつも、トップダウンもしくはボトムアップのいずれかに偏るのではなく、双方を含めた多角的なファクターを分析・勘案しながら成案を策定するものとなっている。その上で、策定された事業計画については、全教職員がその持てる叡智を結集し、高度な具現に努めることとしている。

事業計画に基づく各種施策の着実な推進に向けた具体的な方策としては、事業の実施状況に係る報告期間を従来の「半期」から「四半期」に変更することにより、進捗状況の定期的な確認を促すこととし、報告に用いる数値目標・指標についても、四半期毎に達成度・進捗度を把握して目標達成を目指すとともに、数値による定点観測を行うこととしている。さらに、書面での報告に加えて総合戦略推進室によるヒアリングを通じた進捗状況確認も実施しており、その際には、ヒアリングと併せて中長期事業計画に対する理解を得るよう努めている。これらの取組みを通じ、本学の業務マネジメントにおける「オール中央」意識を醸成し、全学関係者が同じ視点・目線で中長期事業計画や単年度事業計画に責任を持ち、全学が一丸となって事業計画を推進する風土が醸成されることを企図している。

## (2) 内部質保証を掌る組織の整備状況

本学の改善に資する「自己点検・評価」活動を実施するためには、その安定的で継続的な営みが不可欠であり、同時に点検・評価を行う際の指標となる各種データ等の継続的な蓄積も必要となるため、全学的な自己点検・評価活動の推進を支援する恒常的な事務組織として学事部大学評価推進課を設置している。また、自己点検・評価結果を着実な改善に結びつけていくためには、自己点検・評価で明らかとなった問題点・課題を大学全体の事業に結びつけながら日常的な諸活動を営む必要があることから、特に全学に関わる諸課題を本学の事業計画と連動させる機能を有する事務組織として総合戦略推進室を設置している。

本学では各主要 PDCA サイクルの根幹である「自己点検・評価」と、これに裏打ちされた「事業計画」をベースとして、PDCA サイクルの連動プロセスを様々なマネジメントレベルで明確化して実践する仕組みを構築し、全学あるいは各組織レベルでの諸課題に対する着実な改善・改革が進められるよう、学事部大学評価推進課及び総合戦略推進室が密接な連携の下、内部質保証システムの機能化に努めている。



### (3) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

本学において実施する自己点検・評価結果の活用については、中央大学大学評価に関する規程の第5条において「本学の構成員及び各機関は、大学評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれにおける活動の質的水準の向上と活性化に努めるとともに、大学評価の結果に基づく改善状況の継続的な検証を行うものとする。」と定め、自己点検・評価の結果を全学及び各教育研究組織等における質的向上並びに諸活動の改善・改革に活用することとしている。そのため、自己点検・評価においては、長所及び問題点として抽出する事項を明確にするとともに、これらに対する対応方策（または、当該事項の改善に向けた検討体制、検討・実施の目途、方向性等）を明らかにするよう努めている。

このような制度の下、大学評価委員会は自己点検・評価によって明らかとなった全学的な諸課題のうち、重点的に取り組むべきものを「最重要課題」として取りまとめ、理事長及び常任理事、総長、学長のほか、学長・学部長会議をはじめとする教学執行部に対する報告・提言を行うなど、自己点検・評価結果を全学的な改善計画の策定に資するものとして活用している。これを受けて法人及び教学の執行部では、大学評価委員会より報告された内容を基に、諸課題の対応に係る体制や方向性等について検討し、中・長期的な事業計画や単年度の事業計画の検討課題等への反映を行うなど、各年度における事業の推進を通じて改善展開を図る仕組みとなっている。また、各組織評価委員会及び各分野系評価委員会は、その自己点検・評価活動において、単なる長所や問題点の指摘に留まらず、具体的な長所の伸長方策及び問題の改善検討に向けた体制等を明らかとすべく努めており、これらに則した改善・改革が各組織において着実に図られるように努めている。

しかしながら、上述の自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムについては、その導入から10年が経過した現在、次にあげるようないくつかの構造的な課題も顕在化してきている。

- ・年次自己点検・評価活動は当該年度5月1日を基準日として開始し、最終的な報告書の取りまとめ並びに「最重要課題」の策定まで約6ヵ月を要している。各組織レベルにおける計画策定には報告書作成前の時点であっても積極的に自己点検・評価結果を活用するよう促しているものの、全学レベルでの計画への反映は実質的に翌年度以降とならざるを得ないため、即時的かつ直接的な対応が困難な面を有している。
- ・現在の自己点検・評価活動は、点検・評価項目について前年度の実績を中心に点検・評価を行うことが主となっており、現状追認型の評価に陥っているケースが散見される。

近年の高等教育や認証評価を取り巻く情勢を踏まえると、今後、各大学には全学的なマネジメントのもとで内部質保証システムの実質化をいかに図り、諸活動の改善・向上に有効なものとしていくかが一層求められることとなる。

本学の自己点検・評価システムについては、2013年度に一部改訂を行ったものの、自己点検・評価の実施方法等の主要な要素は小幅な改定に留まっていた。そのため、2017年度内に大学評価委員会において検証を行い、諸活動の改善・質的向上の促進を主眼とし、内部質保証システムの更なる高度化・実質化に資する実施方法の導入について検討を行っていくことを予定している。

### (4) 内部監査の仕組みとその実施状況

本学における内部監査の対象は学校法人中央大学内部監査規程第3条において「会計経理

に関する業務」「人事給与に関する業務」「組織運営に関する業務」と規定されており、教育研究内容は対象としていない。

監査には、定期監査と臨時監査があり、定期監査は監査実施年度の監査方針を策定の上、計画書を作成し、理事長から理事会に報告している。監査結果は被監査部署の長に通知し理事会に報告するとともに、改善措置が必要と判断された事項があるときは、被監査部署の長に対して改善要求を行う仕組みとなっている。また、改善要求を行わない軽微な発見事項についても対応状況を把握する目的で、監査終了から半期経過後に監査対象組織の長から報告書の提出を求めることとし、半期経過時点において対応が完了していない場合にはその後も継続して報告を求めることで、着実な改善対応を促している。

監査の実施にあたっては、当該業務に関する改善案の助言及び提案を行うことによって、当該部署の業務目標の達成を支援し、ひいては本学の事業目的の実現を図ることを企図しており、あくまでも公正かつ客観的な立場で監査を実施し、問題の追及・摘発型でない監査を目指している。2016年度は、年度監査計画に基づき、理工学部事務室、戦略経営研究科事務課の業務監査、テーマ監査としてマイナンバーの安全管理体制の整備状況についての監査を実施したほか、公的研究費監査を実施した。その結果、公的研究費監査については重要な発見事項はなかったものの、業務監査及びテーマ監査においては一部に重要な発見事項があり、うち一件については2017年度に再度監査を実施し、改善状況を確認することとした。

前年度の内部監査の結果と当該年度の監査方針は教職員専用Webサイトで公表し、被監査部署以外の教職員にも内部監査制度の周知を図っている。

また、監査の効率化及び監査情報の共有を目的に、監事・監査法人・内部監査室との協議、監事・内部監査室との協議をそれぞれ年2回程度実施している。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 全学的・分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保した自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明らかとなった課題の改善を進める仕組みが定着しつつある。外部有識者で構成される外部評価委員会においても「完成度の高い内部質保証システムのモデルとして他大学の模範ともなるもので高く評価できる」との評価を得ており、本学のマネジメントにおける強みである。

<問題点および改善すべき事項>

- 毎年度の自己点検・評価活動は、各種評価指標を用いて行われているが、学内比較や過去との比較にとどまっているケースが多く、学外との比較が少ない状況にある。また、「自己点検・評価報告書」の記述について、数字以外は前年度と同じ内容が多く、「当該年度に実施した活動」の記述が少ない状況となっている。他大学とのベンチマーキングなど客観的な指標を追加するとともに、過去1年間でどのような改善・改革を行ったかについての「差分評価」の要素を追加していく必要がある。
- 毎年度の自己点検・評価結果から、全学レベルで取り組むべき緊要性の高い課題を抽出した「最重要課題」が効果的に活用されておらず、法人・教学のマネジメントや各組織が作成する事業アクションプランに必ずしも反映されていない状態にある。自己点検・評価の実施

と重点行動計画の策定においてタイムラグがあることから直接的な活用が困難な事項も見受けられるが、「最重要課題」が今後における諸活動の検証・改善に結び付けられるよう、組織的な取組みを強化していく必要がある。

- 中長期事業計画が策定される以前は、理事会が定めた事業計画策定方針に基づき、各組織が「重点行動計画」を策定し、それらの「重点行動計画」や当該年度の事業計画の進捗状況、本学が取り組むべき最重要課題、新入生及び在学生アンケートの実施結果、国の政策動向などを考慮し、「事業計画」を策定していた。しかし、中長期事業計画が策定されたことにより、中長期的な方針が示されたことから、これまでの策定プロセスにおける長所を踏まえつつ、中長期事業計画とリンクする事業計画策定プロセスを構築する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 本学の大学マネジメントに資するよう、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セッション単位での多様性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る妥当性・有効性の点検・検証と、これに基づく実質的な改善・改革に資する自己点検・評価を今後も組織的に志向していく。
- 「年次自己点検・評価実施要領」や学内説明会、大学評価推進課員による各組織評価委員会との面談等を通じて、「他大のベンチマーキング」と「差分評価」の実施を促すことを通じ、より客観性が高く、着実な改善に結びつく自己点検・評価活動に努めていく。
- 大学評価委員会が中心となり、「最重要課題」にて明示された具体的な対応組織・会議体等に対して、重点的に活用を促していく。また、学事部大学評価推進課が学部長会議や各組織に対して行っている情報発信についても、より効果的な方法を検討・実施していく。
- 2017年度事業計画（案）については、2016年度の事業計画の進捗状況、最重要課題、新入生及び在学生アンケートの実施結果等を踏まえて作成する必要がある。また、中長期事業計画、中期事業計画及び単年度事業計画の実施においては、自己点検・評価等とも事業計画を連動させ、内部質保証システムの具現に留意するものとする。具体的には2016年度事業計画の進捗状況を四半期で管理することにより、期中の活動状況をより具体的に把握し、次年度の重点政策を総合戦略推進会議で審議する。さらに、各組織においては、重点政策の策定を受け、アクションプランを策定することとする。それらのアクションプラン及び中長期事業計画を踏まえ、次年度の事業計画を策定する。

なお、各事業計画の実施・進捗状況等については、各組織が随時確認することができる仕組み（事業計画・アクションプランの進捗管理システム）を整える。計画の実施状況及び達成度を数値・指標化することにより客観的な可視化を図り、事業計画を定着化し、単年度アクションプランの実行と成果が中長期事業に資するものとして、次年度アクションプランへの策定に繋げていくものとする。具体的には、システムの導入により学内における進捗状況の共有、事業計画の定着化を促進する。システム導入までの期間については、各組織における計画の取組み状況、実施方法及び達成目途等について、各部課室へのヒアリングまたは書面による報告等による進捗管理を行い、次年度の事業計画策定、予算編成の基礎資料及び手続きへ反映できるよう作業を進める。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 本学における自己点検・評価を基盤とする内部質保証システムについては、2016年度も引

き続きその実質化・高度化に努めており、2016年度機関別認証評価においても高い評価を受けている。

- 他大学の数値等、学外の指標を用いた点検・評価の実施や、過去1年間における諸活動の具体的な進捗を示す「差分評価」の推進については、2016年度の年次自己点検・評価活動にあたり、実務担当者説明会を通じてその必要性を周知するとともに、自己点検・評価報告書の基礎となる「自己点検・評価レポート」の内容に係るフィードバックを大学評価推進課が各組織評価委員会に対して行う際にもこの点を念頭においた修正依頼を行った。その結果、過年度の自己点検・評価報告書と比較すると若干の改善がみられるものの、2017年度も引き続き取り組みを行っていく必要がある状況となっている。
- 最重要課題の活用促進については、取り組み主体となっている事務局に対して大学評価推進課から活用の依頼及びその後の進捗確認等を行っている。2016年度末の時点において、当該年度の最重要課題の約4割が「対応完了」もしくは「検討に基づき部分的な対応を行っている」という進捗状況になっているが、具体的な検討に着手できていない案件も複数存在しており、更なる働きかけが必要となっている。
- 2017年度事業計画（案）の策定については当初計画通り概ね実現できたが、事業計画・アクションプランの進捗管理システムについては仕様の検討までに時間を要し、導入が2017年度となったため、この間のアクションプランの進捗管理については、アクションプラン管理シートとヒアリングによる対応となった。

#### <長所および効果が上がっている事項>

- 各教育研究組織・セクション単位での多角性を担保しつつ、全学的・分野横断的な自己点検・評価活動を組織的かつ継続的に実施し、その結果明らかとなった課題の改善を進める仕組みが定着している。この点については、2016年度に受審した機関別認証評価においても、「長所として特記すべき事項」として「活動の結果、全学的な課題として重点的に取り組むべきものについては、『大学評価委員会』において『最重要課題』として設定するとともに、『外部評価委員会』による評価を踏まえて、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用していることは、PDCAサイクルに基づく内部質保証システムが構築され機能しているものとして評価できる。」と提言され、高く評価されている。

#### <問題点および改善すべき事項>

- 現在の自己点検・評価システムについては、①点検・評価結果を全学レベルの諸活動に即時的に反映していくことが困難、②現状追認型の評価となっているケースが散見される、等の構造的な課題を有しており、点検・評価結果を着実かつ円滑な改善・向上につなげていくための方策を検討する必要がある。
- 中長期事業計画の着実な推進に向け、各種施策の推進に向けた教職員の意識向上や、四半期毎の進捗確認を含むPDCAサイクルの定着が課題である。
- 監査実施後の被監査部署へのアンケート結果によると、「内部監査結果通知書の指摘事項は納得できたか」という設問についての肯定的意見は100%であるが、指摘事項に係る対応方法及び達成水準についての認識が内部監査室と被監査部署の間に必ずしも一致しておらず、対応に時間を要するケースも発生している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 本学の大学マネジメントに資するよう、全学的、分野横断的、各教育研究組織・セクション単位での多様性を担保しつつ、各レベルでの本学のあらゆる諸活動に係る妥当性・有効性の点検・検証と、これに基づく実質的な改善・改革に資する自己点検・評価を今後も組織的に志向する。
- 現在の自己点検・評価システムが有する課題の改善に向けては、高等教育の質保証に係る近年度動向も踏まえつつ2017年度内に大学評価委員会で検討を行い、諸活動の着実かつ円滑な改善に資する新たなシステムを構築する。
- 中長期事業計画に掲げた数値目標・指標の達成状況を可視化するシステムの導入により、アクションプランの実施結果に対するチェック・検証の意識の向上及び全学的な進捗状況共有の促進が期待できるため、管理職を軸に全構成員が、日々確認することをルーチン化するように努めていく。なお、当該システムについては、2017年秋からの稼働を目途に作業を進めている。
- 監査の過程において、被監査部署と根本原因や改善の方向性について具体的に確認・協議を行うとともに、監査結果通知書の意見・提言を簡潔かつ具体的に記載することで内部監査室と被監査部署の間で対応方法や達成水準について乖離することを防止し、問題点の着実な改善に資する。

### 3. 内部質保証システムを適切に機能させているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動が充実したものとなっているか。

本学が推進する自己点検・評価活動においては、学長・学部長、常任理事や事務部長を中心とする法人及び教学の執行部の委員からなる大学評価委員会及び大学評価推進委員会のほか、各組織の教職員から構成する組織別評価委員会及び分野系評価委員会を設置し、全学的な取り組みとして活動を行っている。とりわけ、学部・研究科に関しては、毎年の自己点検・評価結果を教授会や研究科委員会において確認するプロセスを経ていることから、実質的には当該組織に所属するほぼ全ての専任教員が何らかのかたちで自己点検・評価に携わる状況となっている。また、本学専任職員については、各組織評価委員会または分野系評価委員会の委員として選出されていない場合においても、自己点検・評価活動の機会に報告書作成過程における各業務に係る数値上の検証や確認、各種データ等の収集に携わるなど、間接的に携わることとなることため、相当数の職員（2014年度専任職員アンケート結果では61.4%）が自己点検・評価活動に携わりながら、各種アンケートの実施や結果の共有を通じて、自己点検・評価に係る意識や改善意識の醸成に努めている状況である。

#### (2) 教育研究活動のデータベース化が推進されているか。

##### 1) 自己点検・評価マネジメントシステム

本学では、一般社団法人日本能率協会が開発した「自己点検・評価マネジメントシステム」を導入し、当該システムを本学の理念・目的や諸活動の特色等に合わせてカスタマイズを行い、これを自己点検・評価活動に活用している。

当該システムは、大学における諸活動の状況を把握する定量的・定性的な指標をWeb上のシステムに一元管理するものであり、学内組織間で共有・活用することが可能となっている。2017年度からは、各学部の諸活動に係る指標のうち特に主要な約20の指標の経年

の変化を一覧形式で把握可能な機能を新たに追加し、数値データに基づく検証に資するものとして活用している。

当該システムにおいて蓄積する評価指標については、上記システムのほか、大学基準協会が認証評価に際して求める「大学基礎データ」及びそれに準拠して本学が独自に作成している基礎データ集、通常の業務遂行のために収集しているデータ、さらにはステークホルダー（主として新入生及び在学学生）を対象としたアンケート調査結果等があげられ、組織別評価委員会の事務局が学事部大学評価推進課との連携・協力の下にこれを収集している。本学では、これらの各種データを活用して構成員間における各種情報の共有を図っているほか、総合戦略推進室や学事部企画課がそれらの情報に基づく他大学等とのベンチマーキングを行うことによって、本学の改善・改革に資する活動を日常的に推進するため、全学及び各組織における社会的評価を認識・共有し、次年度以降の改善に結び付けるよう努めている。

## 2) 研究情報システム

本学では、本学専任教員の教育研究業績について、その成果を広く社会に公表し知的成果物の還元を通じた社会貢献を実現すべく、研究情報システムの運用を行っている。本システムは、以下の3つのデータベースを連携させるかたちで構成されている。

### ①研究者情報データベース

本学専任教員の教育研究業績を蓄積し、教員履歴書の出力、学事記録作成、本学公式 Web サイト用の教員紹介画面作成、また、認証評価に要する様式・帳票の出力機能を持つシステムとなっている。また、教員個人を識別するデータについては、以下に掲げる②③のデータベースと連携しているほか、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運用する researchmap とも連動させている。

### ②研究シーズ・データベース

産学官連携の推進を主たる目的に、本学専任教員が有する研究シーズ（実用化が期待される研究テーマであって、知的財産権の取得が期待される、または知的財産権を既に取得し、実用化に向けて発展が期待される研究課題等）に関する情報を格納するシステムである。

### ③機関リポジトリ

本学に設置する各研究所で発行されている研究所紀要及び本学の博士学位論文等の電子版（主に PDF ファイル）を格納し、書誌フォーマットを共通フォーマット（OAI-PMH）で出力することにより、国立情報科学研究所が管理する「学術コンテンツ・ポータル」や Google からの検索を可能とするシステムとなっている。

この中でも、研究者情報データベースの内容については、本学が毎年刊行している「学事記録（教員活動報告編）」にも活用しており、その原稿作成と連動するかたちで毎年の入力依頼を通じて情報の登録・更新を促すことで、本学専任教員の教育研究活動のデータベース化の充実を推進している。また、第3章「本学の教員組織」に係る項でも述べたとおり、現状において、本学では教員の教育研究活動等に係る評価制度がないことから、ま

ずは本データベースの入力率を高めることで、本学専任教員に係る活動の質保証を担保するための基盤の充実に努めている状況である。

### (3) 学外者の意見の反映（外部評価の仕組みとその結果の活用状況）

本学においては、自己点検・評価活動の客観性・妥当性を担保するための全学的な外部評価の仕組みとして、2013年度に大学評価委員会の下に学外有識者からなる外部評価委員会を設置している。

外部評価委員会は、本学の取りまとめる「自己点検・評価報告書」の内容を基礎として、本学及び各教育研究組織がその理念・目的に則して推進している取組みについて、その進捗状況と成果の確認を行うとともに、大学評価委員会から委ねられた事項に関して評価を実施し、その内容を報告書として取りまとめて大学評価委員会委員長に提出することを任務としており、必要に応じて本学における自己点検・評価活動の改善に資する助言を大学評価委員会に対して行うことも可能となっている。

外部評価委員会の2016年度の活動においては、同委員会が本学のアドバイザーボードとしても機能することを念頭に、2015年度に策定した中長期事業計画の内容及び進捗状況に着目した評価を実施した。具体的には、本学が事前に提出した中長期事業計画に基づく各種施策の進捗状況に係る資料をはじめ、中長期財政計画、各学部・研究科における改革状況と今後の展望に係る資料等の確認を行った上で同委員会が指定したテーマについて大学側からのプレゼンテーションの内容を踏まえた質疑・意見交換、フリーディスカッションを実施し、これらの内容を踏まえつつ、中長期事業計画の進捗状況やそれに付随しての課題、将来に向けての展望等について評価を行った。2016年度に実施した評価活動は、中長期事業計画策定から評価時点までの取組み状況の確認をベースとしながらも、今後の中長期事業計画の着実な推進と本学の更なる改革・発展を支援するという「未来志向」の評価を志向したものとなっている。

外部評価委員会による評価結果については、本学公式Webサイトを通じて社会に公表するとともに、大学評価委員会から法人及び教学の執行部、各組織評価委員会に対する報告と活用依頼を行っており、全学または各組織の事業アクションプラン、重点行動計画の策定や予算計画等への活用、さらには、毎年度実施する自己点検・評価における指摘事項の検証等に活用している。

### (4) 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応が適切になされているか。

#### 1) 公益財団法人大学基準協会より指摘された「勧告」「助言」に対する対応

本学においては2009年度、2016年度に大学基準協会の機関別認証評価を受審している。このうち、2009年度の認証評価結果において「助言」「勧告」が付された事項については、着実な改善に取組むとともに対応状況を「改善報告書」として取りまとめ、2013年に同協会への提出を行った。当該報告書の検討結果においては、引き続き一層の改善に努めることが望まれる事項がいくつか提示されたものの、本学が機関別認証評価結果における「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいる」として、改善に向けた取組みについて一定の評価がなされている。

2016年度の認証評価結果においては、8項目について「努力課題」を付されている（そのほか、「長所として特記すべき事項」5項目、「改善勧告」なし）。評価結果については本学として真摯に受けとめ、大学評価委員会をはじめ、法人及び教学の執行部、各教授会、

研究科委員会等において報告を行い、特に「努力課題」の指摘を受けた事項については着実な改善に努めていくことを確認している。具体的に、「努力課題」の指摘を受けた事項に直接的に関係する組織の組織評価委員会に対しては、2017年度以降、毎年度の自己点検・評価活動の一環として指摘事項の改善に向けた具体的な計画及びその後の対応状況についてとりまとめ、大学評価委員会に報告することを求めることとし、大学評価委員会がこれを総括することで大学全体としての進捗管理を行い、必要に応じて助言を行うことで、着実かつ円滑な改善を促していくこととしている。

なお、2009年度及び2016年度の機関別認証評価結果等については本学公式 Web サイト (<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/>) をご参照頂きたい。

## 2) 専門職大学院に係る認証評価結果について

専門職大学院に係る認証評価の受審状況及び認証評価結果は以下に示す通りであり、三研究科とも認証評価結果を真摯に受けとめ、その後の改善に努めている。

なお、戦略経営研究科（戦略経営専攻）については、2017年度に大学基準協会に対して経営系専門職大学院認証評価の申請を行っている。

[表 12-1]

研究科	認証評価の種類及び評価機関	受審年度	評価結果
国際会計研究科	経営系専門職大学院認証評価(大学基準協会)	2013年度	適合
法務研究科	法科大学院認証評価(日弁連法務研究財団)	2013年度	適合
戦略経営研究科 (戦略経営専攻)	経営系専門職大学院認証評価(大学基準協会)	2012年度	適合

各専門職大学院に係る具体的な認証評価結果等については本学公式 Web サイト (<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/>) をご参照頂きたい。

## 3) 文部科学省より指摘された事項への対応

本学では、新たな学部学科、大学院研究科・専攻の設置認可に関わる申請を行っており、その審査の際に付された留意事項に対する対応については表 12-2 の通りである。

[表 12-2 過去の履行状況報告書の対応記録：平成 27 (2015) 年度～平成 29 (2017) 年度]

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
理工学部	〔平成 25 年度設置〕 理工学部人間総合理工学科 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成 27 年 5 月 1 日現在	〔平成 25 年度設置〕 理工学部人間総合理工学科 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成 28 年 5 月 1 日現在	
理工学研究科	〔平成 25 年度設置〕 大学院理工学研究科生命科学専攻 (博士課程) 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成 27 年 5 月 1 日現在		〔平成 29 年度設置〕 大学院理工学研究科電気電子情報通信 工学専攻(博士前期課程)、情報工学専 攻(博士前期課程)、電気・情報系専攻 (博士後期課程) 【届出】 設置に係る設置計画履行状況報告書 平成 29 年 5 月 1 日現在

文部科学省から付された留意事項については、文部科学省との窓口となる学事部企画課の助言・支援の下、当該指摘を受けた組織がその改善に向けた取組みを行っている。その



際、必要に応じて学事部企画課が履行状況に係る定期的な確認・検証を行いながらその進捗状況を管理し、最終的には留意事項に対する履行状況報告書を作成し、文部科学省に対して報告を行う仕組みとなっている。

なお、留意事項に対する改善状況について、2017年度においては法学部通信教育課程の定員充足率に係る留意事項が付されているが、今後、文部科学省からの指摘事項に対する適切な対応に向けて具体的な検討を行っていく予定である。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 自己点検・評価マネジメントシステムについて、2015年度のアクセス数は1,477件であり、前年度比で430件減少した。本学では2014年度には点検・評価項目を新たに設定しており、これに伴うアクセス数の一時的な増加という背景はあるものの、システム利用者が偏る傾向が見られるため、より多くの教職員が自己点検・評価マネジメントシステムを活用するための取組みが必要である。
- 外部評価委員会による評価結果について、教職員間での認知が不十分であり、評価結果を十分に活用しているとは言えないため、活用を促すための取組みを行う必要がある。
- 認証評価の受審を契機として、各専任教員の教育研究業績の登録状況は高まったものの、今後において恒常的な情報の蓄積に資する仕組みが構築できていない。各専任教員に係る諸活動の質の担保を図る上では、それらを把握するためのデータの充実が必要であり、本学研究者情報データベースに蓄積されるデータの充実をさらに図っていく必要がある。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 本学専任教職員にとって「知りたい情報」や「興味のある情報」を自己点検・評価マネジメントシステムに追加することでアクセスニーズを高めるとともに、事務イントラネット等を通じてシステムの利用を促していく。
- 外部評価委員会の評価結果について、要点を取りまとめたサマリーを作成し、紙媒体や自己点検・評価マネジメントシステムを通じて学内に周知することで、まずは教職員の目に触れる機会の増加や興味・関心の向上に努める。また、大学評価推進課員による各組織評価委員会委員や事務局との面談・意見交換を通じて、外部評価委員会からの指摘事項の改善を促していく。
- 研究者情報データベースにおける専任教員の業績登録の向上に向けては、従来「学事記録原稿更新依頼」というかたちで依頼していたものを、今年度から「DB更新のお願い」というかたちに変更し、各専任教員の教育研究業績の更新が毎年5月頃に定期的かつ恒常的に行われるよう仕組みを変更したところであるため、まずは本年度における入力状況や入力率等を検証しながら、実施方法等の見直しをしつつ、本データベースに蓄積される情報の充実に努めることとする。また、大学評価委員会から各組織に対する入力依頼についても、必要に応じて行い、当該データベースへの入力促進を図っていくものとする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 自己点検・評価マネジメントシステムの活用促進に向けては、教育研究活動をはじめとす

る諸活動の状況を把握するための主要な指標を一覧形式で表示する新たな機能を 2016 年度末に構築し、2017 年 4 月から運用を開始した。当該機能については 2017 年 4 月開催の年次自己点検・評価に関する担当者向け説明会及び 5 月開催の大学評価委員会・大学評価推進委員会においても紹介したほか、今後も逐次情報発信を行うことで、本学の教職員が大学の状況を客観的指標で把握するためのツールとして活用の促進を図っていく予定である。

- 外部評価委員会による評価結果の活用については、2015 年度の評価結果についてサマリーを作成し、自己点検・評価マネジメントを通じた周知を行った。また、2016 年 9 月より、manaba に自己点検・評価に係るコースを作成し、専任教員に対しては当該コースを通じた周知を新たに行った。なお、外部評価委員会による 2015 年度の評価結果報告書については、委員会の活動スケジュールの関係から 2016 年 7 月の完成となったため、一部組織については 2016 年度に作成する自己点検・評価レポートへの反映が十分でなかった部分も存在するが、その後の大学評価推進課によるフィードバックを通じ、重要な指摘については可能な限り自己点検・評価結果に反映するよう努めている。

加えて、2017 年 5 月に確定した 2016 年度の評価結果については、従来の周知に加え、①職員に対してはニュースレターを通じてのよりわかりやすいかたちでの情報発信、②全ての専任教員に対する報告書の配布、の対応を行うことで、学内における評価結果の共有・活用促進に努めている。

- 研究者情報データベースにおける専任教員の登録率向上については、2016 年度から各教員に「チェックシート」の提出を依頼することで、データベースに特段の更新が無い教員の状況も把握するように努めている。2016 年度については、4・9・11 月の 3 回にわたる連絡・督促の結果、特段の業績入力が必要が無い教員を含めた最終的な入力率は 85.3%と概ね高い状況となっている。2017 年度については、さらにチェックシートの回収の徹底に努めることを念頭に、昨年度よりも早いスケジュール（2・5 月）で案内・督促を行っている。ただし、現状における入力率については 38.2%と未だ低い入力率になっており、今後も継続的に督促を行うことを予定している。

### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 外部評価委員会の評価については、自己点検・評価報告書の内容に係る評価に留まらず、本学の諸活動において重要なテーマとなっている事項について大学評価委員会との意見交換を実施することで、今後の着実な事業推進や諸活動の質的向上に資する実質的な評価活動を展開している。

<問題点および改善すべき事項>

- 外部評価委員会の活動については、学内で一定の認知がなされる状況になってきたものの、諸活動の改善・向上に向けた取り組みにさらに活用がなされるよう、大学評価委員会からの働きかけを継続的に行っていく必要がある。
- 本学の専任教員の諸活動の状況に対する検証を行う上で重要な指標となる本学研究者情報データベースに蓄積されるデータの充実をさらに図っていくために、専任教員における同データベースの入力率の安定化に努める必要がある。あわせて、特に研究活動の成果に係る情報発信を強化していく観点から、英語版データベースの内容の充実と最新の情報への更新促進に努める必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 外部評価委員会については、2017年10月より第三期委員会の活動が開始されることから、これまでの活動に係る検証に基づき、さらに効果的かつ効率的な評価を実施できるよう、事務局である学事部大学評価推進課において活動方針及び活動計画の策定を行っていく。
- 外部評価結果の活用促進に向けては、大学評価推進課員による各組織評価委員会委員・事務局との面談・意見交換を通じ、更なる活用がなされるよう継続的な働きかけを行うとともに、2017年度内に検討予定の新たな自己点検・評価システムにおいて、年次自己点検・評価活動との連動を強化するための仕組みを導入することも視野に入れ、制度設計を行うこととする。
- 2016年度から開始した取り組みを継続的に実施し、専任教員における業績入力の実績化を促すことで、本学研究者情報データベースにおける業績データの充実化を図ることとする。また、各組織の入力率について大学評価委員会の場でも2017年度内に共有し、併せて当該委員会から各組織に対する入力依頼がなされるようにすることで、各組織の連携のもとに継続的なデータ蓄積が可能となるよう努めるものとする。

なお、研究者情報データベースを含む研究情報システムについてはリプレイスを含めた再構築を視野に、学事部企画課及び研究支援室等で検討を行っている。